

平成28年2月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ケイ・エス観光 代表者平井章一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区三園1-44-28 (本社営業所) 東京都板橋区三園1-44-28
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成27年2月13日及び平成27年2月16日並びに平成27年3月13日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。18件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2)、(2)運行管理補助者の要件違反(運送法第23条第2項)、(3)運行管理者の選任解任違反(運送法第23条第3項)、(4)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)領収証の発行義務違反(運輸規則第10条)、(6)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(7)営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反(運輸規則第21条第3項)、(8)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(9)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(10)乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項)、(11)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第1項)、(12)運行指示書の作成義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(13)乗務員台帳の記載事項等の不備(運輸規則第37条第1項)、(14)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(15)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(16)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(17)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(18)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年2月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ワダバン 代表者和田明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県南足柄市怒田2801-5 (本社営業所) 神奈川県南足柄市怒田2801-5
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 10日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	平成27年7月31日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)点検整備記録簿の保存義務違反(運輸規則第45条第2号)、(3)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成28年2月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成28年2月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東栄自動車 代表者村越功一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県飯能市大字阿須459-8 (本社営業所) 埼玉県飯能市大字阿須459-8
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成26年10月29日及び平成26年11月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第4項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第4項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)整備管理者解任の未届出(道路運送車両法第52条(以下「車両法」))、(6)整備管理者選任の未届出(車両法第52条)、(7)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)